

医薬品営業所管理者（
）（以下「甲」。）における
る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第35条第4
項ただし書きの許可にあたっては、以下の事項について承諾します。

- 1 医薬品の分割販売はできないこと。
- 2 甲の代行者を設置すること。
- 3 営業所の管理体制を文書化し、これに基づき営業所を管理すること。
- 4 広島市以外に所在する営業所と医薬品営業所管理者を兼務する場合にあつては、
当該営業所の所在地の都道府県知事等から兼務の許可を得ること。
- 5 甲は医療機器の営業所管理者を兼務できないこと。

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)